

全国社会保険労務士会連合会会員の皆様へ

〈休業給付／傷害給付〉

(団体総合生活保険)

ご加入のおすすめ

団体契約
による割引
15%・10%
(S、A、Bタイプ) (C、Dタイプ)
適用

病気やケガをしても
事務所のことが
心配で休めない・・・

いざというときは
**保険が頼りに
なります。**

病気やケガによる休業時にお役に立つ団体保険制度です！

休業給付は、**新型コロナウイルス感染症**も対象となります。

POINT 1

**団体契約による割引が
適用されます！**

団体契約による割引

15%(S、A、Bタイプ) **10%**(C、Dタイプ)
全国社会保険労務士会連合会
が契約者となるため上記割引
が適用されます。

POINT 2

**医師の診査は
不要です！**

加入依頼書にて健康状態を
告知することでご加入いただ
けます。
※告知いただいた内容によっては、ご
加入をお断りすることがあります。

POINT 3

**休業給付(S、Aタイプ)は
自宅療養もサポート！**

入院中はもちろん、自宅療養
(医師の治療を受けているこ
とにより、全く働けない場合)
も補償します。

POINT 4

**福利厚生制度として、職員一括で
加入することもできます！**

この場合の保険料(事業所負
担)は、原則として損金、必要
経費*となります。
*個人事業主を被保険者とする場合を
除きます。一般的な税務の取り扱いを
記載しております。個別の取扱い
は所轄の税務署にご相談ください。

申込締切日 **2025年8月15日(金)**

保険期間 **2025年10月1日 午後4時から2026年10月1日 午後4時までの1年間**
※中途加入も受け付けております。(毎月20日までのお申込みで翌月1日から補償開始)

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP.18のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国社会保険労務士会連合会が有します。

全国社会保険労務士会連合会共済会

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目2-12 TEL 03-6225-4864

制度概要

加入対象者(加入申込みいただける方)

都道府県会の会員(個人・法人)
全国社会保険労務士会連合会および都道府県会事務局の役員および職員

被保険者(保険の対象となる方)ご本人となれる方の範囲

保険の対象となる方ご本人は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

- ①都道府県会会員
- ②都道府県会会員の事務所に勤務する職員
- ③全国社会保険労務士会連合会および都道府県会事務局の役員および職員
- ④①～③の方のご家族(ご家族とは配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族*2をいいます。)

※休業給付に新規加入の場合は、保険期間開始時点(2025年10月1日)で満15歳以上満70歳未満の方に限ります(満84歳まで更新いただけます。)

※傷害給付のみ新規加入の場合は、保険期間開始時点(2025年10月1日)で満85歳未満の方に限ります。

※中途加入の場合、加入月時点の満年齢ではなく、基準日(2025年10月1日)時点の年齢となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間

2025年10月1日午後4時から2026年10月1日午後4時まで

※中途加入の場合の補償期間は、補償開始日(毎月1日午前0時)から2026年10月1日午後4時までとなります。

保険料払込方法

- 預金口座振替依頼書にご記入の預金口座より、月額保険料が自動振替となります。
- 振替日は毎月6日です(6日が休日の場合は翌営業日が振替日となります。)
- 第1回振替日(2025年11月6日)より、第12回(2026年10月)まで毎月振替となります。

※中途加入の場合、補償開始月の翌月より振替を開始いたします。

※残高不足等により2ヶ月続けて口座振替できなかった場合、口座振替は停止となります。
満期までの保険料を一括してお振込みいただきます。

健康状態告知(休業給付へ新規加入または更新にあたり口数を増やす場合等)

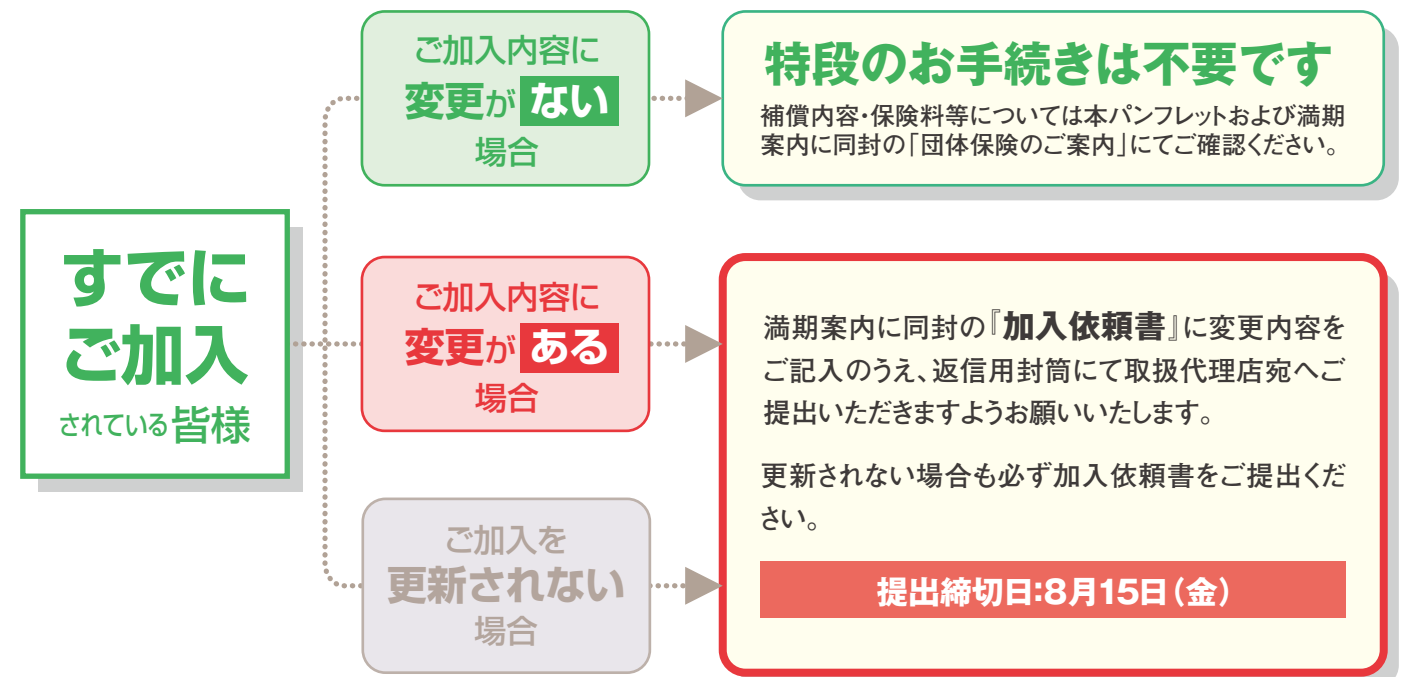
- 健康状態につき加入依頼書の健康状態告知欄に、必ず被保険者(保険の対象となる方)ご自身でご記入の上、「ご署名」ください。万一、記載事項に誤りがあると保険金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。
- 健康状態告知の内容により、お引き受けできない場合もあります。

【ご加入後のご注意】

- ご加入後、保険期間中に加入内容変更や脱退を行う際には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
※変更日は変更お手続き日の翌月1日付となります。
- 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までご加入いただくこともできますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入手続きの流れ

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。



※休業給付にご加入の被保険者で、10月1日現在で満85歳になられた方は、更新加入いただくことができません。なお、傷害給付(個人賠償責任補償特約含む)は更新加入いただけます。

給付内容表

！

休業給付は、Sタイプ、Aタイプ、Bタイプ、
いずれかひとつのタイプにしか加入できません。

団体契約
による割引
15%・10%
(S、A、Bタイプ) (C、Dタイプ)
適用

- ① 地震・噴火またこれらによる津波によりケガした場合も補償の対象
- ② 保険加入義務化がすすむ自転車事故等に備えた個人賠償

休業給付*2 (所得補償)				傷害給付 (傷害補償)
Sタイプ				Cタイプ
S1 天災補償 なし				C1 天災補償 なし
S2 天災補償 あり				C2 天災補償 あり
加入資格年齢*1	新規加入 満15歳以上 満69歳まで	新規加入 満15歳以上 満69歳まで	新規加入 満15歳以上 満69歳まで	新規加入 満84歳まで
	更新加入 満84歳まで	更新加入 満84歳まで	更新加入 満84歳まで	更新加入 終身
保険金をお支払いする場合	病気やケガにより 就業不能となった場合 自宅療養もサポート!	病気やケガにより 就業不能となった場合 自宅療養もサポート!	病気やケガにより入院し 就業不能となった場合 「入院のみ補償特約」付帯	急激かつ偶然な外来の事 故によるケガや熱中症に より亡くなられたり、後遺 障害が生じたり、入院・手 術・通院された場合
	※骨髄移植を目的とする骨 髄採取手術により入院し 就業不能になった場合 についても、保険金をお 支払いします。	※骨髄移植を目的とする骨 髄採取手術により入院し 就業不能になった場合 についても、保険金をお 支払いします。	※骨髄移植を目的とする骨 髄採取手術により入院し 就業不能になった場合 についても、保険金をお 支払いします。	
加入限度口数	10口	10口	10口	4口
保険金額(一口あたり)	1ヶ月につき：10万円 ※1ヶ月未満の就業不能期 間については、1ヶ月を30 日として日割計算で保険 金をお支払いします。	1ヶ月につき：10万円 ※1ヶ月未満の就業不能期 間については、1ヶ月を30 日として日割計算で保険 金をお支払いします。	1ヶ月につき：9万円 ※1ヶ月未満の就業不能期 間については、1ヶ月を30 日として日割計算で保険 金をお支払いします。	死亡・後遺障害： 620万円 入院1日につき：3,600円 通院1日につき：2,500円
	保険金をお支払いする 1事故あたりの 限度期間：1年間 免責期間*：入院のみ0日 上記以外4日	保険金をお支払いする 1事故あたりの 限度期間：1年間 免責期間*：7日	保険金をお支払いする 1事故あたりの 限度期間：1年間 免責期間*：7日	*手術保険金は入院保険金日 額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手 術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払い の対象外の手術があります。
*保険金をお支払いしない 期間をいいます。				*保険金をお支払いしない 期間をいいます。

*1 2025年10月1日現在の満年齢となります(中途加入の場合の加入年齢も2025年10月1日現在の満年齢となります。)

*2 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢などにより、ご加入をお断りすることがあります。また、更新をご希望される場合も同様のお取扱いをさせていただきます。

*3 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

となる「天災補償あり」へのご加入を是非ご検討ください。
責任補償特約のご加入を是非ご検討ください。



オプション

Dタイプ

個人賠償責任
補償特約

左記のタイプに
よります。

※S～Cいずれかのタイ
プにご加入の方のみ
セットできます。

国内外において、日常生活
で他人にケガをさせたり
他人の物を壊してしまっ
たときや、国内で他人から
借りた物や預かった物(受
託品)*3を国内外で壊した
り盗まれてしまったとき
等、法律上の賠償責任を
負った場合に補償します。

業務に起因する事故は
補償の対象となりません。

1口のみ

DタイプD2タイプ

1事故につき下記保険金額を限
度に保険金をお支払いします。

国内：1億円国内：無制限
国外：1億円国外：1億円

保険料(月額)保険料(月額)

210円230円

免責金額(自己負担額)はありません。

保険金支払例1

休業給付3口(Aタイプ)と傷害給付2口(Cタイプ)でご加入の場合の保険金お支払い例

自動車にはねられて、30日間入院した。
その後、自宅療養を30日間し、うち通院を15日間おこなった場合。

保険金額(月額) × 口数 × 就業不能期間
休業10万円 × (3口) × (23/30日 + 1ヵ月(30日))
= 530,000円

※免責期間：7日間適用
※所得補償：1ヵ月未満の就業不能期間については1ヵ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

保険金額(入院日額) × 口数 × 入院期間 保険金額(通院日額) × 口数 × 通院期間
傷害3,600円 × (2口) × 30日 + 2,500円 × (2口) × 15日
= 291,000円

休業給付(Aタイプ) + 傷害給付(Cタイプ) = 合計 821,000円

※休業給付の保険金額は、平均月間所得額*1の範囲内での設定となります(詳しくは取扱代理店にご相談く
ださい。)

上記お支払い例は、引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
休業給付の保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分について
は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険金のお支払方法についてのご注意

1. 休業保険金について：休業保険金の支払い対象
期間は、「就業不能*2」期間によります。治療の
ために入院していること、またはS・Aタイプの場合
は入院以外で医師の治療を受けていること等によ
り、全く働けない場合にも保険金をお支払いし
ます。

2. 傷害補償の通院保険金について：骨折等により、
所定の部位にギプス等を常時装着した日数につ
いても、通院日数に読み替えることができます。

3. 所得補償について：保険金請求時に、確定申告
(写)、源泉徴収票(写)等の所得証明書類をご提
出いただくことがあります。

4. 新規ご加入時にすでに被っているケガや病気に
よる就業不能については保険金をお支払いでき
ません(ただし、新規ご加入時の保険期間(契約
期間)開始後1年を経過した後に開始した就業
不能については、保険金お支払いの対象となり
ます。)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*1 「平均月間所得額」とは
申込直前12ヶ月における被保険者(保険の対象となる方)の所得(加入依頼書記載の業務を遂行することにより
得られる給与所得、事業所得または雑所得の総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額および
就業不能の発生にかかわらず得られる収入を控除したものをいいます。)の平均月額をいいます。

*2 「就業不能」については「P.11」表下の「※」をご参照ください。

保険金支払例2

個人賠償責任補償特約(Dタイプ)をセットした場合の保険金お支払い例

夜間、自転車走行中に歩行者に衝突、
歩行者は意識が戻らない状態となり賠償請求を受けた。

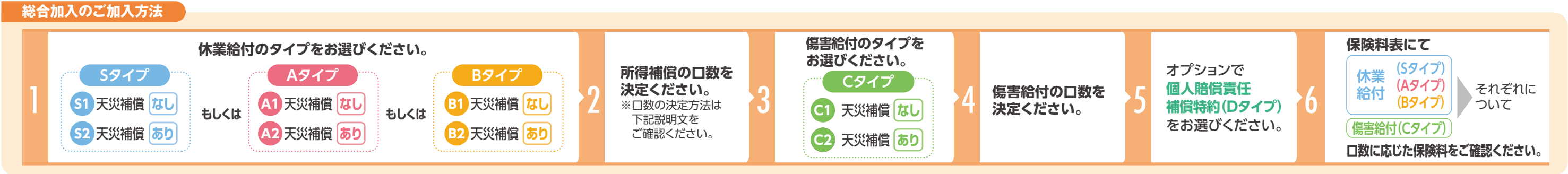
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

賠償額 9,521万円

保険料表

休業給付と傷害給付をセットした総合加入をおすすめします！
加えて、天災危険補償特約付プランへの切り替えや、個人賠償責任補償 特約のご加入も是非ご検討ください！

団体契約
による割引
15%・10%
(S.A.Bタイプ) (C.Dタイプ)
適用



保 険 料		【保険期間 1年間】		休業給付(所得補償)		傷害給付(傷害補償)		オプション	
		Sタイプ		Aタイプ		Bタイプ		Dタイプ	
タイプ名		S1 天災補償 なし	S2 天災補償 あり	A1 天災補償 なし	A2 天災補償 あり	B1 天災 補償 なし	B2 天災補償 あり	C1 天災補償 なし	C2 天災補償 あり
加入限度口数		10口		10口		10口		4口	
保険金額 (1口あたり)		1ヶ月につき：10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間:1年間) 免責期間*1:入院のみ0日 上記以外4日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 自宅療養も補償		1ヶ月につき：10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間:1年間) 免責期間*1:7日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 自宅療養も補償		1ヶ月につき：9万円 (1日あたり：3,000円) ※1ヶ月を30日として日割計算します。 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間:1年間) 免責期間*1:7日 *1 保 険金をお支払いしない期間をいいます。 入院のみ補償		死亡・後遺障害：620万円 入院1日につき：3,600円 通院1日につき：2,500円 ※手術保険金は入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 プラス	
保 険 料 (1口あたり・月額)	年 齢	保険料(1口あたり・月額)		保険料(1口あたり・月額)		保険料(1口あたり・月額)		保険料(1口あたり・月額)	
	20～24歳	860円	890円	590円	610円	340円	350円	年齢に関係なく一律 1,610円	年齢に関係なく一律 1,870円
	25～29歳	950円	980円	670円	690円	390円	400円		
	30～34歳	1,100円	1,130円	830円	850円	480円	490円		
	35～39歳	1,330円	1,370円	1,030円	1,060円	590円	610円		
	40～44歳	1,600円	1,650円	1,290円	1,330円	740円	770円		
	45～49歳	1,900円	1,960円	1,540円	1,580円	880円	910円		
	50～54歳	2,220円	2,280円	1,780円	1,840円	1,030円	1,050円		
	55～59歳	2,390円	2,460円	1,900円	1,960円	1,100円	1,130円		
	60～64歳	2,510円	2,580円	2,000円	2,060円	1,150円	1,190円		
	65～69歳	3,770円	3,880円	3,000円	3,090円	1,730円	1,780円		
	70～74歳	5,020円	5,170円	4,000円	4,120円	2,300円	2,380円		
75～79歳	7,530円	7,750円	6,010円	6,190円	3,460円	3,560円			
80～84歳	10,030円	10,340円	8,010円	8,250円	4,620円	4,750円			
各給付を選択しての個別加入もできます(休業給付(Sタイプ、Aタイプ、 Bタイプ)の同時加入はできません。)									

個人賠償責任補償特約	
1口のみ	
1事故につき下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。	
国内：1億円	国内：無制限
国外：1億円	国外：1億円
免責金額(自己負担額)はありません。	
保険料(月額)	
Dタイプ	D2タイプ
年齢に関係なく一律 210円	年齢に関係なく一律 230円
ご家族まとめて補償します。	ご家族まとめて補償します。
※S～Cいずれかのタイプにご加入の方のみセットできます。	
⚠ 業務に起因する事故は補償の対象となりません。	

※休業補償(所得補償)の保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
上記保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
※上記保険料は団体契約による割引15%(S.A.Bタイプ)、10%(C.Dタイプ)が適用されています。
※保険料はご加入時(2025年10月1日)の満年齢によります。ご加入後は毎年10月1日の満年齢による保険料に自動的に変更されます。
※個人賠償責任補償特約については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※個人賠償責任補償特約においては、被保険者(保険の対象となる方)はご本人のほか次のとおりとなります。
・ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居のご親族・ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様・ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその

他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)
親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)、未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。
なお、保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
ご本人とは、P1「被保険者(保険の対象となる方)ご本人となれる方の範囲」の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

⚠ 口数の決定方法

口数(休業補償(所得補償)の保険金額の設定)については、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
※就業不能となることにより支出を免れる金額(光熱費、交通費など)や就業不能にかかわらず得られる収入(年金、利子、配当、不動産賃貸料など)は保険金額に含めることはできません。

平均月間所得額*2

=

年間総収入
(申込直前12か月の総収入とします
(税引前の収入))

－

就業不能となることにより
支出を免れる金額

－

就業不能の発生にかかわらず
得られる収入

12(か月)

*2 平均月間所得額についてはP4下をご参照ください。

5

6

団体保険加入依頼書のご記入例

太枠内のみご記入ください。

登録番号8桁をご記入ください。社労士法人の場合は、登録番号7桁の後に「H」をご記入ください。

E 団体保険のご案内		東京海上日動火災保険株式会社		保険会社提出用	
ご記入日 (必ずご記入ください) 令和 7 年 8 月 1 日 加入者 保険期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 10 月 1 日 払込方法・回数 郵便番号 102-8014 連絡先 (電話番号) 03-3515-4153 加入者 証券番号 被保険者明細番号 カナ トウキョウトチヨダクサンバシチョウ 6-4 生年月日 明治・大正 昭和 平成・令和 58 年 12 月 11 日 性別 男性 女性 交付 漢字 東京都千代田区三番町6-4 所属名 カナ 漢字 所属コード お名前 カナ トウカイ ハナコ 社員コード 1 2 3 4 5 6 7 8 ご署名 漢字 東海 花子 ご捺印 漢字 東海 花子 ご希望のお手続き (1～5のいずれかに○) 1 新規加入 更新 2 加入内容変更 3 被保険者明細追加 4 本被保険者明細は更新しない 5 全員更新しない					
ご加入者 本人の お名前 カナ トウカイ タロウ 漢字 東海 太郎 ★生年月日 明治・大正 昭和 平成・令和 56 年 9 月 6 日 加入者からみた続柄 (2桁コード) 02 ★性別 男性 女性 除契約等 あり 裏面に詳細をご記入ください ★職業・職務 (書き・所補のみ) 010 (3桁コード 0に参照) 傷害補償 職種別 A B 所得補償 基本級別 網 加入者のご住所 住宅 (建物) 所在地 1 所得補償 2 傷害補償 3 個人賠償責任補償 タイプ 口数 タイプ 口数 タイプ 口数 S2 2 C1 1 D 1 タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にてご確認ください。 ご本人の住宅がご加入者の住所と異なる場合はご記入ください。 被保険者・1回分保険料 5,120 円 加入者・1回分合計保険料 円 (注) 被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料を記入 ★被保険者本人 健康状態告知の内、ご加入時の同意内容について確認・同意します。 告知日 (ご記入日) 令和 7 年 8 月 1 日 被保険者本人または親権・後見人等 (日 署) 東海 太郎 被保険者本人が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。(ご署名例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ) 団体使用欄 項目 コード 内容 項目 コード 内容 旧加入者証券番号 旧明細番号 営業店 代理店/仲立人 契約者 (団体) 部数					

1.所得補償については、S1、S2、A1、A2、B1、B2のいずれかのタイプをご記入ください。

2.傷害については、C1またはC2のいずれかのタイプをご記入してください。

3.個人賠償責任補償特約をセットする場合はDまたはD2のいずれかのタイプをご記入してください。

休業給付保険金のお支払いを受けた場合のご注意

既に休業給付(Sタイプ・Aタイプ・Bタイプ)にご加入の方で下表の疾病で休業保険金の支払を受けた方は翌年度よりご更新できませんのでご注意ください。
※下表の疾病が全て保険金の支払対象とは限りませんのでご注意ください。P11に記載の表の「保険金をお支払いしない主な場合」もご確認ください。
※当年度の事故の有無を判定する期間における事故が対象となります。

お引受けできない病気・症状	
悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む)
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息)●慢性気管支炎 ●肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気
その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、8月15日(金)までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
なお、所得補償の更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ、記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店 緑富士株式会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

加入者証のお届けについて

2025年9月下旬頃の発送を予定しています(中途加入の方は補償開始月の中旬頃発送予定となります。)。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。上記お届け期日の目安を過ぎても届かないときなど、ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

☎0120-285-110

介護アシスト お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

☎0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご注意ください

《各サービス共通》

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、ます。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の
大切さに
関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

●所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入ください。***1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、

保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けできない場合があります。**

保険金請求時等に、
**告知内容について
ご確認させて
いただく場合
があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

等
※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

●新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

●告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
※補償の概要等はこちらにご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。).

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。).

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日まで、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*3 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *1 天災危険補償特約をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 *3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
入院による就業不能時追加補償特約	病気やケガによって保険期間中に入院による就業不能となった場合 ▶保険金額(月額)に免責期間*1中の「入院による就業不能期間(月数)」*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。 *4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。入院のみ補償特約を契約される場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

傷害補償

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶发性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金	
	入院保険金	*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
	手術保険金	
傷害補償基本特約	手術保険金	
	通院保険金	

賠償責任に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
	*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み

【補償】

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等

【補償】【特約】

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意

【注意】

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定

【補償】

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期

【補償】【特約】

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフ

レット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

【補償】

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法

【契約概要】【注意喚起情報】

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

【注意喚起情報】

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者をご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7.満期返れい金・契約者配当金

【契約概要】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務

【注意喚起情報】

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償
生年月日	—	—	★
性別	—	—	—
職業・職務*1	—	—	☆
健康状態告知*2	—	—	★

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)】

- ①告知義務について
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
- 東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。
- ③告知が事実と相違する場合
- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。
- 責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)
- *4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

- 〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉
- 前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
- (例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
- ④告知内容の確認について
- 保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

- 3.保険金受取人 
- 【傷害補償】
- 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
- 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
- *1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

- 【がん補償】
- 保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- *2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在ののご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
- ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
- 保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
- *2 所得補償の場合は「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
- 保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2.解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
- 就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償 賠償責任に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

6.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人としての代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後、保険の対象となる方(また

はご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください。(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**
受付時間:24時間365日

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

**0570-022808**<通話料有料>
IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分〜午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
- ☐保険金をお支払いする主な場合

☐保険料・保険料払込方法
- ☐保険金額、免責金額(自己負担額)

☐保険の対象となる方
- ☐保険期間
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	個人賠償責任
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？ ☐ 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？(平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。)なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 天災危険補償特約を追加する場合は、告知は不要です(他の条件に変更がない場合に限ります。)	—	○*2	—

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませ！
- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
- *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
① 傷害補償	② 賠償・財産・費用

変更する補償		改定項目	概 要
①	②		
○		参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○		職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

生命保険料控除について

1. 保険料は、所得税および住民税の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。ただし、対象となるのは、ご契約者ご自身、もしくはその配偶者・その他の親族を保険の対象となる方とすること契約の保険料です。
2. 毎年の所得控除額は、所得税、住民税についてそれぞれ下表のとおりとなります。

所 得 税	払込保険料の合計額	控 除 額
	20,000円以下	控除対象保険料の額
	20,001円～40,000円	控除対象保険料の額の1／2+10,000円
	40,001円～80,000円	控除対象保険料の額の1／4+20,000円
	80,001円以上	40,000円
地方税（住民税）	払込保険料の合計額	控 除 額
	12,000円以下	控除対象保険料の額
	12,001円～32,000円	控除対象保険料の額の1／2+6,000円
	32,001円～56,000円	控除対象保険料の額の1／4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

※上記、保険料控除の対象となるのは休業給付のみです。
傷害給付（Cタイプ）や各タイプにセットした個人賠償責任補償特約（Dタイプ）については保険料控除の対象となりませんのでご注意ください。

もっと便利! いつでも安心! マイページのご案内

加入中の契約の確認、Web加入者票の閲覧、事故の連絡・保険金の請求がいつでも可能です。

他社の保険証券も自動で読み取り可能! ご加入中の保険をまとめて管理できます!

STEP 1

専用アプリ「マイページアプリ」をインストール

スマートフォン・タブレットから

左記のQRコードにアクセス!

パソコンから

下記のURLにアクセス!

www.tokiomarine-nichido.co.jp/app/

●マイページアプリのwebサイトへアクセス



STEP 2

マイページ登録

1 アプリを立ち上げ「新規登録」をタップしてください。「招待コードをお持ちでない方はこちら」をタップしてください。

2 利用規約に同意いただき必要事項を入力の上で登録ください。

3 本登録のご案内メールが届きます。メール記載のURLをタップすると、登録完了となります。
※「@tmnf.jp」のドメインでメールが着信しますのでドメイン指定をお願いいたします。

必要事項

●氏名(カナ)

●ID(メールアドレス)

●パスワード

●証券番号*

1

2

STEP 3

アプリからログイン

1 登録後、再度アプリを立ち上げて「ログイン」をタップしてください。

2 登録したIDとパスワードを入力し「ログイン」をタップしてください。2要素認証の確認コードを受信する電話番号を入力の上発信ください。受信した確認コードを入力し、「確認」をタップください。

3 ログインすると、マイページに登録いただいているご契約が、アプリのホーム画面にカードで表示されます。

1

2

3

ご加入の保険一覧を確認できて便利です!

*証券番号は加入者証記載のGから始まる加入者証券番号10桁をご入力ください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

事故時のご連絡先

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL.0120-720-110

(24時間365日)

緑富士株式会社 担当: 西山

TEL.03-5244-5360

(平日9:00~17:00)

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル7階

TEL.03-5244-5360

受付時間: 平日9:00~17:00 担当: 西山

〈引受保険会社〉

[幹事保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4153

受付時間: 平日9:00~17:00

[非幹事保険会社]

三井住友海上火災保険株式会社